第４回遺伝子組換え作物のあり方検討委員会　概要

日時：平成 17 年 10 月 18 日　午後１時 30 分～
会場：自治会館本館３０２会議室

今回の検討会では、前半は前回に引き続き事務局から示した検討素案について、議論しました。委員からは、「条例等を作成する場合は、目的や趣旨を明確にしておくことが重要。」「県が関与するにあたっては消費者の視点を考慮することが必要。」等の意見が出されました。
後半は、福山座長のもと、検討委員会としての最終的な意見の取りまとめが行われ、県の検討素案が基本的に了承されました。また、関与のあり方、第３者機関の役割、実施基準、情報提供等についてこれまで各委員から出された主な意見を付記し、検討委員会としての取りまとめを行いました。
今後、これらの検討委員会の結論や議論を踏まえたうえで、遺伝子組換え作物の栽培について県としての具体的な関与のあり方を検討していくこととしています。

１　検討素案に関する意見交換

冒頭、前回出された意見に対する県の考え方について説明（資料３）
その後、意見交換が行われた。
○主な意見
・試験研究は国で規制されているものの、情報等の収集、公開が不十分なことから県の関与として届出制は妥当ではないか。
・法律との関係も考えると、条例等の趣旨・目的を明確にする必要がある。
・県が関与するにあたっては、消費者の視点を考慮することが重要である。

２　検討委員会としての意見取りまとめ

結論として県の検討素案である「試験研究は届出制、一般栽培は許可制については妥当」と判断する。また、「試験研究は国の厳しい審査を経て実施されることから、県があまり関与すべきでない」「第３者委員会は交雑混入防止が的確に行われているかを検討すべき」「情報が多くの人に届くよう多様な手段が必要」などの意見を付記した。

３　福山座長の終了にあたってのコメント（概要）

本検討委員会は遺伝子組換えについて推進から反対まで多様な層から構成され 、幅広い議論が展開された。その中で、組換え研究は必要であるということは意見の一致をみたが、先端的な研究であることから県民に解りやすい説明情報を提供することの重要性が指摘された。その第一歩として、県の関わり方の大枠が検討委員会で提示されたことは評価されてよいと思われる。新潟県には、本委員会の意見を参考にして今後のルール作りに邁進して頂きたい。さらに、遺伝子組換え技術は国家規模のプロジェクトでもあり、国はこれまで以上に情報の開示や地方自治体との連携を深め、生産者や消費者などの不安を軽減すべく努力をされんことを切望する。